第12次江別市交通安全計画(素案)の概要

第１部　総　論

第１章　交通安全計画について

１　計画の位置付け・期間等

・根拠
交通安全対策基本法第26条
（陸上交通の安全に関する総合的・長期的な施策の大綱）

・策定主体
江別市交通安全対策会議

・期　間
令和８年度～令和１２年度（５年間）

２　計画の基本理念

・交通事故のないまちを目指して

・人優先の交通安全思想

・高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

・救助・救急活動及び被害者支援の充実

・参加・協働型の交通安全活動の推進

３　計画推進における留意事項

・交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

・地域ぐるみの交通安全対策の推進

４　計画期間において特に注視すべき事項

・人手不足への対応

・増加する外国人運転者等への対応

・先進技術導入への対応

・高まる安全への要請と交通安全

第２章　交通事故の現状等

○道路交通事故の現状

第１１次交通安全計画の目標「年間の交通事故死亡者数をゼロにする」は達成できていないが、事故そのものの発生や負傷者数は減少傾向である。

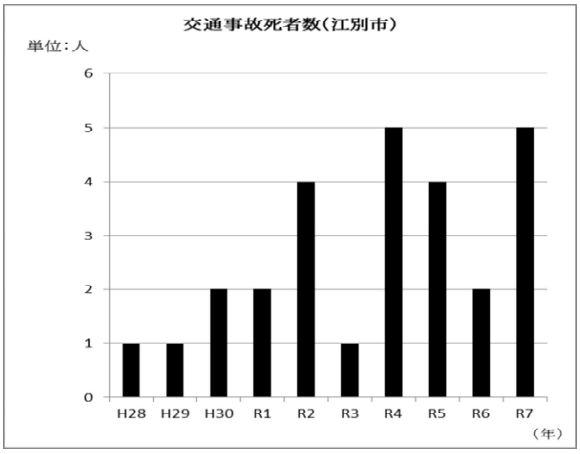

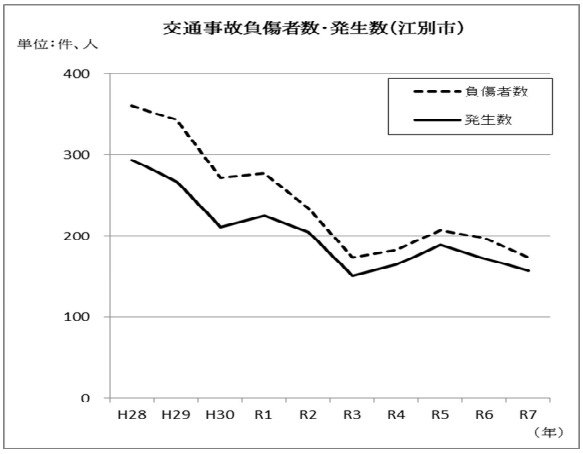

○踏切事故の状況等

平成２４年に１件発生して以降、踏切事故は起こっていない。

第３章　交通安全計画における目標

１　道路交通の安全についての目標

○年間の交通事故死亡者数をゼロにする。

※この数値目標は、事故そのものの減少や死傷者数の減少にも一層積極的に取り組み、死傷者数を確実に減少させることを目指すものとします。

２　踏切道における交通の安全についての目標

○踏切事故の発生を極力防止

第４章　重点課題

１　高齢者、子ども、障がい者等の交通安全確保（交通安全教室、歩道の整備など）

２　飲酒運転の根絶

（飲酒運転を根絶するための社会環境づくり）

３　スピードダウンとシートベルトの全席着用

（速度超過の危険性について積極的な情報発信とシートベルトの必要性について啓発）

４　自転車及び小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進

（交通ルール・マナーに関する交通安全教育など）

５　外国人の交通安全対策の推進

（外国人に向けた交通安全教育や広報啓発）

６　踏切道における交通安全対策

（より効果的な対策の推進）

７　冬季の交通の安全

（環境に対応した対策など）

第2部　講じようとする施策

第１章　道路交通環境の整備

1　人優先の安全・安心な歩行空間の整備（通学路等における交通安全の確保、法定速度引き下げ周知のための広報啓発　など）

2　歩行者空間のユニバーサルデザイン化（歩行空間の段差解消　など）

3　自転車利用環境の整備（放置自転車を減らし、車道の快適通行の確保　など）

4　公共交通機関利用の促進（積極的な情報提供による公共交通機関の利用促進　など）

5　災害等に備えた道路交通情報の提供（平時と災害時の交通情報の提供　など）

6　交通安全に寄与する道路交通環境の整備（日々のパトロールや点検による道路の維持管理　など）

7　冬季道路交通環境の整備（冬季の特性に対応した道路交通環境の整備　など）

第２章　交通安全思想の普及徹底

1　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進（高齢者等に対する実践的な交通安全教育の推進　など）

2　効果的な交通安全教育の推進（参加・体験・実践型の教育方法の積極的な活用　など）

3　交通安全に関する普及啓発活動の推進（交通安全運動、「ハンドサインでストップ運動」、「ながらスマホ」対策の強化　など）

4　交通安全活動支援（安全安心講座等の開催）

第３章　救助・救急活動の充実

1　心肺蘇生法等の応急手当普及啓発活動の推進（講習会等の普及啓発活動の推進　など）

2　救急救命士の養成、配置等の促進及び研修体制の充実（研修・病院実習等の実施促進　など）

3　救助・救急施設等の整備の推進（救助用資機材等の整備推進　など）

第４章　被害者支援の充実

１　交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進（北海道交通事故相談所等との連携など）

２　交通遺児に対する経済的支援の周知（養育手当支給による遺児の健全育成など）

第５章　踏切道における交通の安全

１　啓発活動の実施（ホームページ等によるルールやマナーの啓発　など）

２　効果的な対策の要望（ＪＲ北海道への要望）

※下線は、今計画から追加または変更した箇所